

酒造好適米生産を営む農業者の皆様へ コメ新市場開拓等促進事業 (酒造好適米優先枠: 30億円等) のご案内

事業概要

酒造好適米の安定供給を図るため、生産性・品質の向上や収量の安定化、産地と実需の結び付きの強化に取り組む農業者の皆様を支援します。

支援作物・単価

1. 酒造好適米

対象

農産物規格規定に定める醸造用玄米
(当該都道府県の産地品種銘柄に限らない)

単価

令和8年～10年度の取組年数に応じ、
最大3万円/10aを支援※

※「1年あたり1万円/10a×最大3年間」
を令和8年度に一括で支援します。

2. 新市場開拓用米

対象

- ・輸出される酒造好適米※ または
- ・輸出される酒類の原料となる酒造好適米※

単価

令和8年度の取組に対し、
4万円/10aを支援

※これらに該当する酒造好適米は「新市場開拓用米」として取り扱うことができます。

要件

1. 本事業の要件

①実需者との事前契約

直接または集荷業者（JA等）を通じて、実需者（酒蔵または酒造組合）との事前の契約の締結等が必要です。

②低コスト生産等の取組

本パンフレットP8-9の低コスト生産等の取組メニューの中から**3つ以上**の取組を行うことが必要です。

2. 酒造好適米支援の要件

要件1

- ①農業者が酒蔵と**直接取引**を行うこと または
- ②**集荷業者を挟む**場合には、
 - ・一定のまとまりを持ったほ場において生産されること もしくは
 - ・酒米協議会等の**安定的な生産体制に向けた体制**が整っていること

要件2

3年間の長期契約に取り組む場合には、農業者側と酒蔵側との間で、「**価格決定の考え方**」を予め設定すること

※直接取引の場合は農業者と酒蔵との間、集荷業者を挟む場合は、例えば全農県本部と県酒造組合との間の契約書において、**価格決定の考え方**（例：「〇月頃に〇〇を踏まえて〇〇と〇〇が協議して決定」等）を予め設定すること

3. 新市場開拓用米の要件（留意事項）

お米や酒類が計画通りに輸出されていることの確認が必要です。

4. その他の要件

「経営所得安定対策等交付金」に係る**當農計画書等の提出**が必要です。